

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

1 緩和措置が適用される条件について

聖籠町建設工事請負基準約款の改正に伴い、約款第 11 条第 3 項の要件に該当する場合、現場代理人の常駐義務の緩和措置を実施できることに改正しました。

ついては、その工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合の要件としては、下記のと通りの取り扱いとします。

<p>聖籠町発注工事全体で 3 件であり、兼任する工事の当初契約金額の合計が 2,500 万円未満の場合</p>

条件を満たす場合であっても、特記仕様書等で現場代理人の兼任を認めない場合もあります。関連工事の場合は認める場合もあります。

2 現場代理人が兼任する場合の手続き

- (1) 受注者は、兼任する工事のうち最後に契約した工事については、工事着手届提出と併せて、現場代理人兼任届を提出することとします。
- (2) 受注者は、同時にそれ以前に契約した兼任先の工事監督員へも現場代理人兼任届を提出することとします。
- (3) 受注者は、現場代理人兼任届を提出した後、現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人に兼任がある場合は、現場代理人・技術者変更届出時に併せて、現場代理人兼任届を提出することとします。
- (4) ただし、現場代理人兼任届を提出した後、現場代理人の変更以外で同届の内容に変更等が生じてても（兼任する工事の終了、各工事の契約金額・履行期限等の変更）、受注者は同届の再提出を行う必要はないこととします。

3 その他

現場代理人が兼任している場合、現場代理人が他の工事現場に滞在している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実にを行うなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全をきすことをお願いします。

4 適用日

平成 23 年 5 月 1 日以降に実施する工事から適用します。

現場代理人兼任届

年 月 日

(あて先) 聖籠町長

(受注者)
住 所

名 称

®

(法人にあつては名称及び代表者名)

下記のとおり現場代理人が他の工事に兼任しますので届け出ます。

記

1 現場代理人

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所		雇用主名	

2 兼任する工事

(1)

工 事 名	工 事		
工事場所	聖籠町大字	地内	
契約金額		契約日	年 月 日
発注所属		工事期間	始期 年 月 日
監督員氏名			終期 年 月 日

(2)

工 事 名	工 事		
工事場所	聖籠町大字	地内	
契約金額		契約日	年 月 日
発注所属		工事期間	始期 年 月 日
監督員氏名			終期 年 月 日

(3)

工 事 名	工 事		
工事場所	聖籠町大字	地内	
契約金額		契約日	年 月 日
発注所属		工事期間	始期 年 月 日
監督員氏名			終期 年 月 日